

第十條 養老金、扶助金又は弔慰金を給與せらるゝもの若し本會の懲戒處分を受けたるものなるときは左の割合に依り其の給與金額を削減す

一、乗船停止を受けたるもの

給與金額の百分の十

二、乗船禁止を受けたるもの

同 百分の二十

懲戒處分數度に涉りたるものには其の割合を累加して給與金額を削減す但し禁錮以上の刑に處せられたるもの又は三回以上懲戒處分を受けたるものには養老金を給與せず扶助金又は弔慰金は理事會の決議に據り其の金額を定め特に之を給與することあるへし

第十一條 養老金扶助金及び弔慰金は給與事實發生の當時左の各號に該當するものには之を給與せず

- 一、本會海員手帳を有せざるもの
- 二、本會海員手帳を有するも本會の媒介を経ずして乗船したるもの
- 三、氏名詐稱等の犯則あるもの

第十二條 養老金及び扶助金の給與を受けたることあるもの

扶助金を給與せらるゝもの若し未成年者なるときは其の親権者又は後見人に之を交付す

弔慰金は左の順次に依り其遺族に之を贈與す但し死亡者と同戸籍内に在ることとを要す

妻、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹

前項同順位内に於て男は女に長は幼に先たつ但し家督相續人は最先とす

第十三條 海員が乗船中又は本會病院、寄宿所に於て死亡し屍體引取人なきときは本會海員葬式例に依り本會に於て葬式を執行す

第十四條 海員の遺族にして生計頗る困難なるものには其の情狀を調査し本會又は所轄支部に於て之か救護を爲すことあるへし但し之れに關する規定は別に之を定む